

台風時等における登校について

登校する以前に、愛知県西部全域（2分割）または尾張東部（8分割）に、以下の警報が発表されている場合には、次のように対処する。

ただし、上記地域以外から通学する生徒は、その地域に以下の警報が発表されている場合にも、同様に対処する。

1. 特別警報

(1) 大雨特別警報・暴風特別警報・高瀬特別警報・波浪特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報が発表されている場合には登校せず、ただちに命を守る行動をとる。

(2) 大津波警報・噴火警報・緊急地震速報(震度6弱以上)が発表されている場合にも、(1)の規定と同様に、登校しなくてもよい。

(3) 特別警報等が解除された場合には、「学校のホームページ」

(<https://aichi-ch.aichi-c.ed.jp>) または「きずなネット学校連絡網」で確認したうえ、その指示に従って登校する。決して、各自の判断で行動してはならない。

(4) 暴風特別警報が解除されても暴風警報が発表されている場合には「2.暴風警報」の規定に従って登校する。

2. 暴風警報

(1) 午前6時35分までに警報が解除された場合には、始業時刻8時35分までに登校する。

(2) 午前6時35分から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間以内に登校する。

(3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合には、休校となるため登校しなくてもよい。

3. 大雨・洪水警報・大雪警報

原則として、平常通り授業は実施されるので、十分注意して登校する。ただし、登校が危険であると判断される地域の生徒については「2. 暴風警報」の規定に準じて行動する。

4. その他

上記2および3の場合で、交通機関の運休、道路・橋などの破損、その他の事情で、登校が危険な場合には登校しなくてもよい。なお、警報解除後は、交通機関がかなり混雑すると予想されるので、十分に注意して登校する。

交通機関の途絶等による生徒の登校について

学校は生徒の授業を受ける立場を守るため、できる限りの配慮をして授業を行います。下記事項に十分注意して登校するよう努力すること。

1. 学校は平常どおり授業を行う。
2. 自転車を利用するときは、特に交通安全に注意すること。なお、原動機付自転車・自動二輪車・自動車などを生徒が運転して登校することは禁止する。
3. 当日、他の交通機関等を利用できたらなるべく方法を講ずること。
4. 交通機関の途絶のためやむを得ず遅刻・欠席をした場合、遅刻・欠席扱いとしない。
5. やむを得ない事情で登校できない場合は、家庭で学校の1日分の授業に相当する分量の学習を行うこと。